

令和元年度 第1号

泉崎村商工会ニュース

泉崎村商工会報

〒969-0101

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿 55-6

TEL:0248-53-2202 FAX:0248-53-3876

E-mail izumi2@coral.ocn.ne.jp

発行日 令和元年 6月4日 発行

第58回泉崎村商工会通常総会が開催されました



令和元年5月17日（金）に泉崎村商工会館において第58回通常総会が開催されました。8議案を審議し、すべて原案通り承認されました。令和元年度の事業につきましても、会員事業所さんのご協力のもと実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

案内

各種補助金などぜひご活用ください

商工会では各種補助金や助成金の申請にあたり、作成支援を実施いたします。申請をお考えの事業所はお早めに商工会までご連絡ください。



小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限：50万円

公募期間：

- 【第1次締切】令和元年5月22日（水）
～6月28日（金）
- 【第2次締切】
～7月31日（水）

公募要領、詳細については福島県商工会連合会のホームページをご覧ください。

(URL) <http://www.f.do-fukushima.or.jp>

ふくしま小規模企業者等 いきいき支援事業

小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した商工団体が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに取組に必要な経費の一部を補助します。

補助率：対象経費の2/3以内

補助上限：30万円

受付開始：令和元年6月3日（月）～

受付締切：令和元年7月31日（水）

公募要領、詳細については下記のホームページをご参考になさってください。

〈一般枠〉(URL)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b>

泉崎村商工会ホームページが開設してあります。各種事業の情報提供、事業所の紹介ページなど、今後充実させていければと考えております。ぜひご覧ください。

泉崎村商工会ホームページ <http://www.izumizaki.net>





消費税軽減税率制度へ備えは万全ですか？

軽減税率制度は、消費税率10%引き上げに合わせて実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については軽減税率（8%）が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。

飲食料品や新聞を取り扱わない事業者も、贈答用の食品や会議や接客時の茶菓の購入などは軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

対象品目を扱う事業者についても下記の記載した補助金等をぜひ活用いただき、余裕をもった準備を始めましょう。

軽減税率対策補助金

飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際のかかる費用を補助することとしています。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器（決済端末を含む）
- ③設置に要する経費



必要な経費の **1/4** を中小・小規模事業者が負担
残りの **3/4** を国が補助

消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金【第3版】

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である

2019年10月が迫ってきました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号まで

0120-398-111 (通話料無料)

*独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

標準税率10% 軽減税率8%

POSレジ レジ モバイルPOSレジ

補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードはこちら

キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引き上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしています。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料
- ④タブレット、スマートフォン



自己負担なし

中小・小規模事業者向け

キャッシュレスでの支払いに対して/
ポイント還元を実施します!

(キャッシュレス・消費者還元事業)

実施期間 2019年10月1日～2020年6月

【制度概要】

- ☑ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ☑ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

中小・小規模事業者の皆様に支援します!

対象キャッシュレス手段

電子的に繰り返し利用できる決済手段
(例:クレジットカード、電子マネー、QRコード等幅広く対象)

決済導入支援

事業者の皆様に端末導入のご負担はありません!

制度を使えば 決済手数料3.25%以下! さらに実施期間中は、国がその1/3を補助。